



ワクチン接種に注意が必要な場合

予防接種をする際に注意が必要な場合について

A-05

予防接種ができない場合

● 明らかに発熱している場合

ここでの発熱とは、体温 37.5°C 以上を示します。接種は見合わせ、しばらく期間をあけて接種してください。なお、目安として、通常のウイルスによる感染症であれば治ってから1～2週程度の間隔をあけてください。また、特殊な感染症として、発熱の原因が麻疹であれば治ってから4週程度、風疹、水痘、おたふくかぜであれば治ってから2～4週程度あけます。

● 重篤な急性疾患にかかっている場合

ただし、軽症と判断できる急性疾患の場合は接種を行うことができますので、接種する際に医療機関にご相談ください。

● これから接種しようとするワクチンやその成分でアナフィラキシー（重篤なアレルギー）を起こしたことがある場合

● 妊娠している場合の 麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜワクチン



風疹に対するワクチンを女性に接種する場合は、接種後2か月は妊娠することを避ける必要があります。麻疹・風疹・水痘・おたふくかぜなどの生ワクチンは胎児への影響を考え、妊娠中には絶対に接種しないことになっています。幸い、妊娠中に接種したことで胎児に影響がでたという報告はありません。また、授乳期にワクチンを

接種しても乳児には影響はありません。妊婦の家族が予防接種を受けた場合、その家族から妊婦に感染することはありません。

● 結核やその他の病気の予防接種、 外傷などが原因でケロイド（皮膚に瘢痕（はんこん）があり盛り上がっている状態）がある場合

● 基礎疾患のあるお子さんに ロタウイルスワクチンを接種する場合

重症複合型免疫不全（SCID）、腸重積症の発症を高める可能性のある未治療の先天性消化管障害（メッケル憩室等）、腸重積症の既往のあるお子さんには接種できません。

● 免疫不全症における生ワクチンを接種する場合

予防接種に注意が必要な場合

● 1回目の予防接種後に 発熱や接種部位のはれが生じた場合

この場合、同じワクチンの2回目接種でも同様のことが起こる可能性があります。予防接種をせずその病気にかかった時に予想される病気の重さと比べて、接種するかどうかを総合的に判断する必要があります。かかりつけの医師に、まずはご相談下さい。

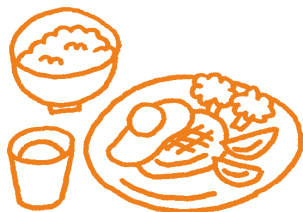
● 熱性けいれんやてんかんにかかったことのある場合

予防接種の後には発熱することがあります。お子さんに熱性けいれんやてんかんがある場合は、その発熱によってけいれんが起こる可能性があります。ただし、一般的には、予防接種後の発熱によるけいれんよりも、ワクチンで予防できる病気にかかった場合の発熱でけいれんする可能性のほうが高いので、可能な限り予防接種を受けるべきです。

初回の熱性けいれん後に予防接種をするための観察期間は、長くとも2～3か月にしておくべきです。てんかんがある場合も病状が安定しており、かかりつけ医（接種医）が大丈夫と判断した時に接種できます。

● アレルギー疾患がある場合

お子さんがアレルギー疾患をもっている場合、ワクチンやその成分で激しいアレルギー反応を起こしたことがなければ、すべての予防接種ができます。ご心配な場合は、予防接種によるアレルギー反応の危険性をそれぞれのお子さんで判断する必要がありますので、かかりつけ医にご相談ください。



● 慢性疾患にかかっている場合

お子さんが、慢性疾患（回復まで時間がかかり治りにくく、長い期間の治療が必要な病気のことです。例えば糖尿病、ネフローゼ症候群など）にかかっている場合、状態が落ち着いている時期であれば、予防接種ができます。かかりつけ医にご相談ください。

慢性疾患にかかっている場合に、接種を控える状況として、以下が知られています。詳しくはかかりつけ医にご相談ください。

1. 接種前3か月に輸血、またはガンマグロブリン製剤を投与された場合

BCGあるいはロタウイルスワクチンを除く生ワクチンの効果を低くする可能性があるため、注意が必要です。また、川崎病などに対して大量ヒトガンマグロブリン製剤を投与された場合は、6か月以上過ぎるまで生ワクチンの接種を延期することが勧められています。

2. 副腎皮質ステロイド剤（プレドニゾンなど）免疫抑制薬を内服している場合

腎臓などの病気があり、プレドニゾンを体重1kg当たり1日2mg以上、もしくは1日当たり20mg以上内服している場合、生ワクチン、不活化ワクチンともに控えることが勧められています。また、プレドニゾンや免疫抑制

薬内服中は、生ワクチンの接種を控えることが勧められています。しかしながら、状態が安定し、薬剤量が少なく、免疫の機能にも問題がない場合には、これらのお子さんにもワクチンを接種する取り組みも行われています。

3. 悪性腫瘍の患者さんの場合

完全寛解（がんの徴候が一定の期間全て消えていること）に入り、体の免疫機能が回復するまでは生ワクチン、不活化ワクチンともに控えることが勧められています。ただし、維持療法中であっても、必要性の高い場合は、免疫の機能を検査し、時期をみて接種することも可能です。

4. 生物学的製剤による治療を受けている場合

膠原病（こうげんびょう）などに対して、生物学的製剤の治療を受けている患者さんの場合、生ワクチンの接種を控えることが勧められています。

5. 免疫不全をもつ患者さんの場合

特にリンパ球の機能が非常に落ちている病気（T細胞機能不全）をもつ患者さんでは生ワクチンの接種を控えることが勧められています。かかりつけ医への相談が必要です。

基礎疾患をもつお子さんで接種機会を逃した場合

免疫不全、白血病、膠原病、炎症性腸疾患、腎疾患などにかかっている、あるいは臓器移植や免疫抑制治療を受けるなどで、定期接種の時期にワクチンが接種できなかった場合、その状況がなくなった日から2年間は、定期接種として接種できます。どの病気が該当するかは、市区町村の担当部署にお問い合わせください。

（この制度を長期療養特例と呼びます。）

